

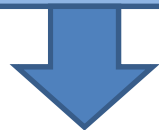
女性・平和・安全保障  
(Women, Peace and Security: WPS)  
に関する国連安保理決議  
と「行動計画」について

外務省総合外交政策局  
女性参画推進室

2019年1月

## 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: W P S） に関する安保理決議第1325号とは

2000年に平和・安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初めての安保理決議第1325号が採択された。議長国はナミビア。同決議では、紛争下において女性・女兒と男性・男児が受ける不均衡な影響（インパクト）を認識するとともに、女性・女兒は紛争下の性的暴力からの保護の対象であると同時に平和・安全保障の主体者と認識。性差によるニーズを踏まえつつ、紛争予防・紛争解決・和平交渉・平和維持活動・平和構築・ガバナンスの全ての段階の意思決定及び主体として女性の平等で十全な参画を要請。さらに、人道支援、復興におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護及びジェンダー平等の促進を要請。



安保理決議第1325号（2000年）及び7本の関連決議履行のため、女性・平和・安全保障に関する「行動計画」策定・実施を国連加盟国は求められている。

（また、加盟国だけでなく、NATOもWPSの行動計画を策定・実施しており、将来的には他の地域機構（AUなど）も策定が進むと予想される）

# 女性・平和・安全保障（W P S）に関する安保理決議（8本）

安保理決議	概要
決議第1325号 (2000年)	<p><u>国際的な平和と安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初の安保理決議。</u>紛争下において女性・女兒と男性・男児が受ける不均衡な影響(インパクト)を認識するとともに、女性の保護及び紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の平等で十全な参画を要請。さらに、紛争下の性的暴力からの女性の保護、PKO、平和構築活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護、及びジェンダー平等の促進を要請。PKO要員のジェンダー研修、人道・復興支援へのジェンダー配慮。</p>
決議第1820号 (2008年)	<p><u>紛争下の性的暴力を平和と安全保障の重要課題、戦争犯罪として明示的に認識した初の安保理決議。</u>政治的・軍事的目標を達成するための武装勢力による文民に対する性的暴力行使の停止、紛争加害者による性的暴力に関する不処罰の終焉と文民の効果的な保護を要請。さらに、PKOに対し、職員研修、平和活動へのより多くの女性派遣、性的搾取と虐待(SEA)のゼロ・トレランス政策の徹底、国内機関の能力強化等を通じた性的暴力防止及び対処のためのメカニズムの構築を要請。</p>
決議第1888号 (2009年)	<p>リーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じた安保理決議第1820号の履行を強化する安保理決議。<u>紛争下の性的暴力の対応として、主に国連の機関間イニシアチブであるUN Action Against Sexual Violence in Conflictを通して各ステイクホルダーと協力・調整して取り組むための事務総長特別代表の任命(SRSG)、性的暴力が起きている地域への専門家(TOE)・アドバイザーチームの早急な派遣を要請。</u>さらに、和平交渉において性的暴力問題を取り上げ、性的暴力問題に取り組むためのアプローチを強化するほか、紛争の傾向と加害者に関するモニタリング及び報告制度の改善を要請。(なお、クリントン米 국무長官の議長の下で採択された。</p>
決議第1889号 (2009年)	<p>安保理決議第1325号に言及されているような<u>紛争後の和平プロセス・平和構築への女性の参画の際の障害に対処するための安保理決議。</u>国連事務総長に対し、安保理決議第1325号の履行をモニタリングするための国際的な一連の指標を安保理に提出することを要請。さらに、紛争及び紛争後の状況における女性及び女兒のニーズへの国内的・国際的対応の強化を要請</p>

安保理決議	概要
決議第1960号 (2010年)	<p><u>安保理決議第1820号及び第1888号の履行に関する報告義務システムを設置するための安保理決議</u>。国連事務総長に対し、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある当事者を年次報告の付属に列挙するよう要請、関連する制裁委員会と国際戦犯法廷へ報告する。関連する制裁委員会は、紛争下の性的暴力担当事務総長特別代表からブリーフを受け、<u>列挙された当事者に行動を起こすことが可能</u>。さらに、<u>紛争下の性的暴力に特定したモニタリング・分析・報告メカニズムの構築を要請</u>。</p>
決議第2106号 (2013年)	<p><u>紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための安保理決議</u>。紛争下の性的暴力への対応のため、治安、司法の対応が必要であることを確認。女性及び女兒だけではなく、男性及び男児も被害者となっている惨禍を認識。性的暴力防止に向け、一貫した厳格な捜査と訴追の必要性、予防・保護・平和構築のあらゆる段階における女性の参画の重要性を強調。安保理決議第1888号により設置された専門家・アドバイザーチームを各国の取組に活かすよう促し、事務総長と関連の国連組織に対し、紛争下の性的暴力に関するモニタリング、分析及び報告をするよう要請。</p>
決議第2122号 (2013年)	<p>女性・平和・安全保障(WPS)に関する諸施策の実施により<u>更に統合的なアプローチを示した安保理決議</u>。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点。DDR(武力解除とリハビリテーション)のジェンダー視点、配慮を強調。紛争の根本原因にジェンダー視点から取り組むことを再強調。国連事務総長に対し、ジェンダー専門家の国連交渉団への配置、交渉者として幹部レベルの女性の指名を要請。また、国連事務総長及び国連事務総長特別代表に対し、女性の参画について安保理への報告を要請。さらに、<u>2015年のハイレベル・レビュー及びそれに向けた安保理決議第1325号の実施に関するグローバル・スタディーを作成することを決定</u>。</p>
決議第2242号 (2015年)	<p>1325号決議から15年目を迎えた2015年、<u>各国の1325号履行状況と今後の課題を報告したグローバル・スタディーの内容を念頭に、これまでの関連決議を含む、女性・平和・安全保障分野における各国の取組をより一層強化することを要請</u>。女性に対するあらゆる差別の撤廃を再認識し、紛争の予防と解決に関する取組における女性の参画を確保することを強調。さらに、ジェンダー平等を確立するため、紛争及び紛争後の状況にある諸国を支援することを奨励。<u>また、市民社会、とりわけ女性組織との関わりも重要視している</u>。</p>

# 女性・平和・安全保障（WPS） に関する政府行動計画( National Action Plan: NAP)

## 【行動計画に盛り込むことが期待される要素】

- ①紛争下・紛争後の女性・女児へのあらゆる形態の暴力からの保護と予防
- ②国家・地域・国際レベルにおける平和・安全保障にかかる意思決定及び主体者として女性の平等な参画
- ③紛争下・紛争後の女性・女児の人権保護の増進
- ④女性・女児固有のニーズへの対処，人道・復興支援における女性の能力強化

- 2015年9月の国連総会一般討論演説で安倍総理より行動計画を策定した旨発表。2016年より実施し，3年後の見直し(2019年3月)改定版を策定予定。
- 年次評価報告書を毎年策定
- 2016年9月，日本と主要国は各国の教訓やベストプラクティスを共有し取組を強化するため，女性・平和・安全保障に関するナショナル・フォーカル・ポイント(NFP)ネットワークを創設(国連総会中と春に定期的に会合を開催)。
- 2018年12月時点で、我が国を含む79か国(加盟国の40%)が策定済み。

## 行動計画策定済みの国名一覧(計79か国)

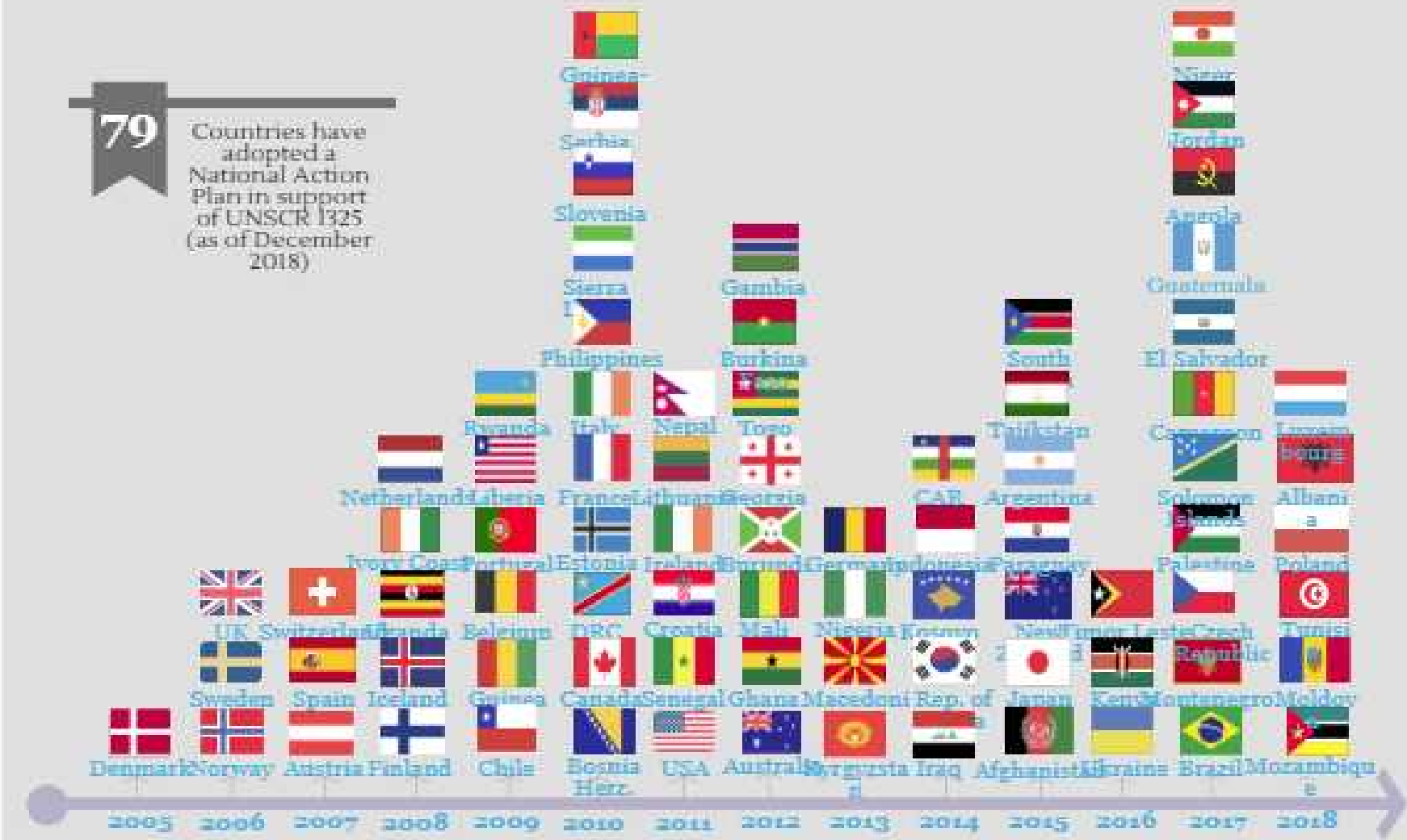
(注)2018年12月時点 情報元:Peace Woman

(北米2) 米国, カナダ  
(欧州32) 英国, ドイツ, フランス, イタリア, スペイン, ポルトガル, アイスランド, アイルランド, エストニア, オーストリア, オランダ, クロアチア, スイス, スウェーデン, スロベニア, セルビア, デンマーク, ノルウェー, フィンランド, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア, リトアニア, コソボ, ウクライナ, モンテネグロ, チェコ, ポーランド, アルバニア, ルクセンブルク  
(中央アジア3) キルギスタン, ジョージア, タジキスタン  
(中東4) イラク, アフガニスタン, パレスチナ, ヨルダン  
(アフリカ24) ウガンダ, ガーナ, ギニア, ギニアビサウ, コートジボワール, コンゴ(民), シエラレオネ, セネガル, ナイジェリア, ブルンジ, リベリア, ルワンダ, マリ, ガンビア, ブルキナファソ, 中央アフリカ共和国, ケニア, 南スーダン, カメルーン, アンゴラ, ニジェール, モザンビーク, チュニジア,  
(中南米5) チリ, パラグアイ, アルゼンチン, ブラジル, エルサルバドル, グアテマラ  
(アジア・大洋州11) 豪州, ネパール, フィリピン, 韓国, トンガ, インドネシア, 日本, ニュージーランド, 東ティモール, ソロモン諸島, (太字はG8, ロシアは未策定)

# MEMBER STATES

## National Action Plans for the Implementation of UNSCR 1325 on Women, Peace and Security

**79** Countries have adopted a National Action Plan in support of UNSCR 1325 (as of December 2018)



# 日本の行動計画 内容

	大目標	具体策の例
1. 参画	平和・安全保障のあらゆる段階に女性の参画を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 紛争予防・防止にかかる意思決定への女性の参画の確保。</li> <li>➤ 災害復興・防災支援事業における女性の意思決定への参画の確保。</li> </ul>
2. 予防	紛争予防にかかるプロセスへの女性の参加と指導的役割の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高度な紛争解決スキルを持つ女性の育成。</li> <li>➤ 女性の地位向上やジェンダーの視点を取り入れた国際教育等の支援。</li> </ul>
3. 保護	紛争下・紛争後、災害時の女性の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 暴力被害女性への包括的支援の提供。</li> <li>➤ PKO等平和構築活動や途上国支援事業に従事する者への研修。</li> <li>➤ 国連等による女性に対する暴力防止関連活動の支援。</li> </ul>
4. 人道・復興支援	人道・復興支援過程における女性・女児固有のニーズの反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 食料等配給事業、シェルター配給事業、給水、衛生事業において女性が公平に支援を受けられる仕組みの構築。</li> <li>➤ 女性・女児が基礎的医療サービスを確保できるよう支援。</li> <li>➤ 紛争下においても女児が平等に学校教育が継続されるための支援。</li> </ul>
5. モニタリング・評価	行動計画のモニタリング・評価・見直しを効果的に実施するための枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される評価委員会の設置。</li> <li>➤ 政府は委員会の提言をも踏まえ、3年後に行動計画の見直しを実施。</li> </ul>

- 特徴：
- 国内的・対外的双方の取組に対応していること
  - 紛争関連の事態のみならず災害にも対応していること
  - 女性を一括りで無く、多様な女性を捉えていること(マイノリティ女性, 女性世帯, 障害をもつ女性)